

一般社団法人労働運動総合研究所定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人（以下「当法人」という。）は、一般社団法人労働運動総合研究所（略称・労働総研）と称し、英訳名を The Japan Research Institute of Labour Movement と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。その改廃についても同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、経済・社会・労働問題に関する調査研究、政策提言等を行い、労働・社会運動の必要に応え、国民生活の充実向上に資し、もって誰もが安心して働き、生活できる社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 経済・社会・労働問題に関する調査研究
- (2) 労働者の要求実現に関する政策・提言の作成・発表
- (3) 研究発表等に関する定期刊行物の発行その他の出版活動
- (4) シンポジウム・セミナーの開催
- (5) 広報活動
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員及び会員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同してその事業を賛助するために入会した個人又は団体

体

(入会)

第6条 当法人に正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、代表理事が別に定める退会届を提出することにより、当該年度までの会費を納めることで任意にいつでも退会することができる。ただし、滞納した会費納入義務を免れることはできない。

(除名)

第9条 会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

2 会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 第1項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 第7条の会費支払いの義務を3年以上履行しなかったとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 個人である会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は団体である会員が解散したとき。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。社員名簿は主たる事務所に備え置き、社員の求めがあった場合には閲覧・複写に供することとする。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 事業報告並びに計算書類及び財産目録（以下「計算書類等」という。）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併
- (9) 事業の全部又は一部の譲渡
- (10) 公益目的事業（租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて（法令解釈通達）1の公益目的事業をいう。以下同じ。）以外の事業に関する重要な事項
- (11) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項（開催）

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項（以下「議題」という。）及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、1か月以内に社員総会を招集しなければならない。

4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を記載した書面をもって、14日前までに社員に通知しなければならない。

（議長）

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において出席社員の中から選出する。

（議決権）

第17条 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

（決議）

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の社員が出席し、出席した当該社員の過半数をもって行う。

2 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任

することができる。この場合、前項の規定の適用については、当該社員は社員総会に出席したものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 理事及び監事の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上20人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち2人以上3人以内を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、2人以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は職員を兼ねることができない。

4 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び当法人の職員が含まれてはならない。

6 監事は、相互に親族その他特殊の関係を有してはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執

行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

- 3 代表理事は、他の代表理事との協議に基づき（欠員又は事故により代表理事が1人であるときを除く。）、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（監事の職務及び権限）

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前2項の規定による監査及び調査の結果、当法人の業務又は財産に関し、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

（役員の任期）

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会の決議を経て、報酬等を支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみに基づき給与等を支給してはならない。

（役員の責任の免除）

第27条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 当法人は、非業務執行理事等との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、同法第115条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令が定める体制の整備
- (6) 一般法人法第114条第1項の規定に基づく第111条第1項の責任の免除

- 3 当法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を受けなければならない。

(開催)

第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数（現在数）の過半数の出席がなければ開会することはできない。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。

- 3 臨時理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から代表理事に対し、会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数（現在数）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、あらかじめ理事総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数による決議を得なければならない。

(1) 事業計画及び収支予算の承認

(2) 事業報告及び計算書類等並びにこれらの附属明細書の承認

(3) 重要な財産の処分及び譲受け

(4) 借入金（その事業年度内又は会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(5) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項

(6) 事業の一部の譲渡

3 前2項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会運営規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 事業計画及び収支予算は、社員総会の決議を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) (3)及び(4)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、この定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第39条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が解散した場合の残余財産は、社員総会の決議を経て、次に掲げる者に贈与するものとする。

- (1) 公益社団法人若しくは公益財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げられた法人であって、かつ、租税特別措置法第40条第1項が規定する公益法人等に該当するもの
- (2) 国又は地方公共団体

第9章 事務局

(事務局)

第43条 当法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会で定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 則

(法令の準拠等)

- 第45条 この定款に定めのない事項で一般法人法その他の法令に規定されている事項は、当該規定によるものとする。
- 2 この定款に定めるもの及び前項の事項のほか、当法人の運営に関して重要な業務執行の決定及び理事会が必要と認める事項は、理事会の定めるところによる。
- 3 前2項に規定する事項のほか、当法人の運営に関し必要な事項は、代表理事が協議して定める。

附 則

(最初の事業年度)

- 1 第36条の規定にかかわらず、当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2022年5月31日までとする。

(最初の事業計画及び収支予算)

- 2 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。

(設立時の役員)

- 3 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	桑田富夫 松丸和夫 藤田実 清岡弘一
	齋藤力 佐々木昭三
設立時代表理事	桑田富夫 松丸和夫
設立時監事	谷江武士 渡邊正道

(設立時社員の氏名及び住所)

4 当法人の設立時社員は、次のとおりとする。

住 所 (略)

設立時社員 桑田富夫

住 所 (略)

設立時社員 松丸和夫

以上、一般社団法人労働運動総合研究所を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

2021年12月7日

設立時社員 桑田 富夫 ㊞ (実印)

設立時社員 松丸 和夫 ㊞ (実印)